

健康診断等受診促進助成金交付要綱

平成30年4月1日制定
公益社団法人大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、(公社)大分県トラック協会(以下「県ト協」という。)会員事業所における乗務員の健康増進を図り、定期健康診断及び生活習慣病検診(成人病検診)(以下「健康診断等」という。)の受診率向上等に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、原則、当該年度4月1日から2月末日までに健康診断(労働安全衛生規則第45条)を受診した会員事業所に在籍する乗務員であり、社会保険に加入している者とする。3月受診分は原則受付致しません。

2 助成対象となる申請事業者は、県ト協の所定義務を満たしていることとする。

(助成の交付額)

第3条 会員事業所に対する助成金の交付額は、乗務員1名につき1,500円を助成する。

(交付申請)

第4条 会員事業所は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとに、その期間中に清算を終了した分をとりまとめて、翌月の末日(3月に限り15日)までに、様式1「健康診断等受診促進助成金交付申請書」に必要な書類を添えて県ト協に提出しなければならない。但し、予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成金の交付)

第5条 県ト協は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、会員事業所に対して助成金を交付する。

なお、助成金の交付は、四半期ごとに行うこととする。

(助成金の返還)

第6条 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合は、助成金を返還しなければならない。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、労働委員会で協議し、理事会をもって決定する。

(付則)

第1条 この要綱は平成30年4月1日から適用する。